

10月から幼児教育・保育の無償化が スタートします

保育所など:子育て支援課 子育て支援係
 就学前の障がい児:福祉課 障がい者支援係
 幼稚園:学校教育課 総務係

☎(22)1111(内線420)
 ☎(22)1111(内線408・409)
 ☎(22)6502

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラス（年少から年長）までの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になります。

〔無償化の概要〕

幼稚園・保育所・認定こども園など

- ・3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料（給食のおかず代等の実費を除く）が無料になります。
- ※認定こども園については満3歳から無料になります。
- ・住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの利用料が無料になります。
- ・小規模保育所、企業主導型保育事業も無料になります。

幼稚園の預かり保育（「保育の必要性の認定」が必要）

- ・幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無料になります。

認可外保育施設など（「保育の必要性の認定」が必要）

- ・3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無料になります。
- ・認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業も対象となります。
- ・保育所、認定こども園等を利用できていない人が対象となります。

就学前の障がい児の発達支援

- ・就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料が無料になります。

手続き

幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用される際は「保育の必要性の認定」を受ける手続きが必要です。詳しくは、市のホームページ等でお知らせします。

対象施設利用料一覧

対象施設	利用料（実費を除く）	備考
幼稚園 認定こども園（1号認定）	無料	
幼稚園の預かり保育	無料 ※上限あり ※「保育の必要性の認定」を受けた世帯のみ	
保育所 認定こども園（2・3号認定） 小規模保育事業所	無料 ※0～2歳児までは住民税非課税世帯のみ	対象外費用 ・延長保育料 ・実費徴収分
企業主導型保育事業	無料 ※国が定める基準あり ※0～2歳児までは住民税非課税世帯のみ	
認可外保育施設等	無料 ※上限あり ※0～2歳児までは住民税非課税世帯のみ	一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターも対象
就学前の障がい児の発達支援	無料 ※上記施設との併用が可能	